

長野市里山ファン活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、中山間地域のコミュニティにおける担い手不足の解消及び課題解決による地域力の向上並びに中山間地域と中山間地域以外の市民の連帯感の醸成を図るため、住民自治協議会及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）が行う里山ファン活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地を有する地区 浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里に限る。）、松代（豊栄及び西条に限る。）、若穂（保科に限る。）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条
- (2) 中山間地域以外の地区 第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、篠ノ井（信里を除く。）、松代（豊栄及び西条を除く。）、若穂（保科を除く。）、川中島、更北及び豊野
- (3) 里山ファン活動 中山間地域を有する地区と中山間地域以外の地区の住民、事業者等が、中山間地域に興味及び愛着を持ち、並びに里山の恵み及び魅力を共有し、協働で中山間地域のコミュニティを担う活動
(補助金の交付対象となるもの)

第3 補助金の交付の対象となるものは、各地区の住民自治協議会及び市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人とする。

(補助対象事業)

第4 補助金の交付対象となる事業は、各地区の住民自治協議会又は特定非営利活動法人が企画し、かつ、中山間地域を有する地区において実施するものであって、次の各号のいずれかに該当する里山ファン活動とする。ただし、特定非営利活動法人が実施する事業にあつては、1回当たりの参加者が概ね10人以上であること。

- (1) 中山間地域を有する地区の住民自治協議会が設定する地域課題にその地区と協働で解決に当たる事業
- (2) 中山間地域の地域資源の活用により相互に地域課題の解決に当たる事業
- (3) その他市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象としない。

- (1) 中山間地域を有する地区の住民自治協議会が、専ら当該地区の住民を対象として実施する事業
- (2) 宗教的活動、政治的活動及び反社会的活動に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの

(4) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの

(5) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4第1項の各号に掲げる事業に要する経費で、別表に掲げるものとする。ただし、次の経費は補助金の対象としない。

(1) 賞金、懸賞金その他これらに類する金銭

(2) 事業を実施する団体の事務所等を維持するための経費

(3) 事業を実施する団体の経常的な活動に要する経費

(4) 事業を実施する団体の構成員に対する人件費及び手当

(5) 国、市及び他の地方公共団体並びにそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の交付対象となる経費

(6) 特定の者、団体等のみが利益を受けるものに要する経費

(7) 同一の事業において、別の交付対象となるものから既に申請のあった経費

(8) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の補助率及び限度額)

第6 補助金の補助率は補助対象経費の10分の10以内とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金額は、1事業ごとに1住民自治協議会又は1団体当たり10万円を限度とする。この場合において、同一の団体が一の事業を複数回に分けて実施する場合及び複数の事業を同時に実施する場合は、これを1事業とする。

(補助金の申請期間)

第7 規則第3条に規定する申請書等の提出は、市長が別に定める期間内に行うものとする。

(補助金の申請等)

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市里山ファン活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業に係る実施計画書

(2) 補助事業に係る収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第9 規則第8条に規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市里山ファン活動支援事業変更承認申請書（様式第2号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市里山ファン活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

(補助事業の事前着手)

第10 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することができない。ただし、市長が

特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に該当する場合は、長野市里山ファン活動支援事業事前着手届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第11 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市里山ファン活動支援事業実績報告書（様式第5号）によるものとする。

- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業の実施状況を写した写真
- (3) 事業実施により解決された地域課題の状況が分かる資料
- (4) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類
- (5) 補助事業実施内容報告書
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求書）

第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市里山ファン活動支援事業補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（帳簿等の整備等）

第13 補助事業を行ったものは、補助事業に関する帳簿及び書類（次項において「帳簿等」という。）を整備し、事業完了から5年間、これを保存しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業を行ったものに対し、帳簿等の提出又は閲覧を求めることができる。

（補則）

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5関係）

区分	内容等
報償費	講師その他の事業の実施に係る協力者に対する謝礼金、謝礼のための物品の購入費等
需用費	消耗品費（実施団体が行う料理講習会の食材料費を含む。）、燃料費、印刷製本費、食糧費（事業を安全に実施するために必要な飲料水等及び会議で提供する湯茶の費用に限る。）、光熱水費、賄材料費（交流会等の食材料費）、医薬材料費
役務費	通信運搬費、保険料
使用料及び賃借料	使用料、賃借料、入場料
原材料費	種・苗木等の購入費
備品購入費	当該事業に継続して使用する物の購入に要する費用（特定の者が所有し、又は専用する物を除く。）
負担金	イベント等への参加費（会費及びこれに相当するものを除く。）
その他	特に市長が必要と認める経費